平成２１年（フ）第２８１号
千葉県四街道市和良比225番地１アレックスヒルズ四街道507
債務者　福島　真一
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９７号
千葉県八街市吉倉475番地９
債務者　高橋　美郁
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第５４９号
川崎市川崎区大島上町18番５号　ダイキン大島404
債務者　石川　直宏
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
神奈川県小田原市上新田57番地の４　クロスロード103、旧住所神奈川県小田原市小船73番地の９
債務者　長嶋　和子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７０号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目７番81号　るね・れいていすと103号
債務者　秋山己代治
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８１号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上367番地の１
債務者　飯田　貞己
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８６号
名古屋市千種区京命１丁目６番32号
債務者　丹羽　文惠
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２４号
愛知県春日井市鳥居松町７丁目31番地１　鳥居松マンション３Ｆ東
債務者　佐藤　英彦
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４８９号
愛知県春日井市鳥居松町６丁目46番地２　つたやビル302号
債務者　佐藤　慎祐
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８号
岡山県総社市三輪1213番地
債務者　綱嶋三千秋
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
岡山県倉敷市中庄1010番地21
債務者　國友　澄江
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
愛媛県今治市高地町２丁目甲2062番地20、旧住所愛媛県今治市中日吉町２丁目３番17号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第３７４号
盛岡市黒川13地割12番地１
債務者　荒屋敷　徹
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢519番地１ソレイユ壱番館203号
債務者　多田　光幸
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割335番地５　パールハイツＡ101号
債務者　吉田　智子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７３号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート１号棟145号、旧住所岩手県花巻市二枚橋町大通り２丁目18番地２　三光ビル405号
債務者　小笠原満夫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７８号
盛岡市津志田15地割29番地４　セジュールフジマツＡ101号
債務者　和賀　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部